

## 序. 稲敷市都市計画マスタープランとは

### 稲敷市都市計画マスタープラン

序-1 都市計画マスタープランの位置づけ等

序-2 策定の目的と特徴

序-3 目標年次と対象区域

序-4 策定の流れと進め方

## 序 稲敷市都市計画マスタープランとは

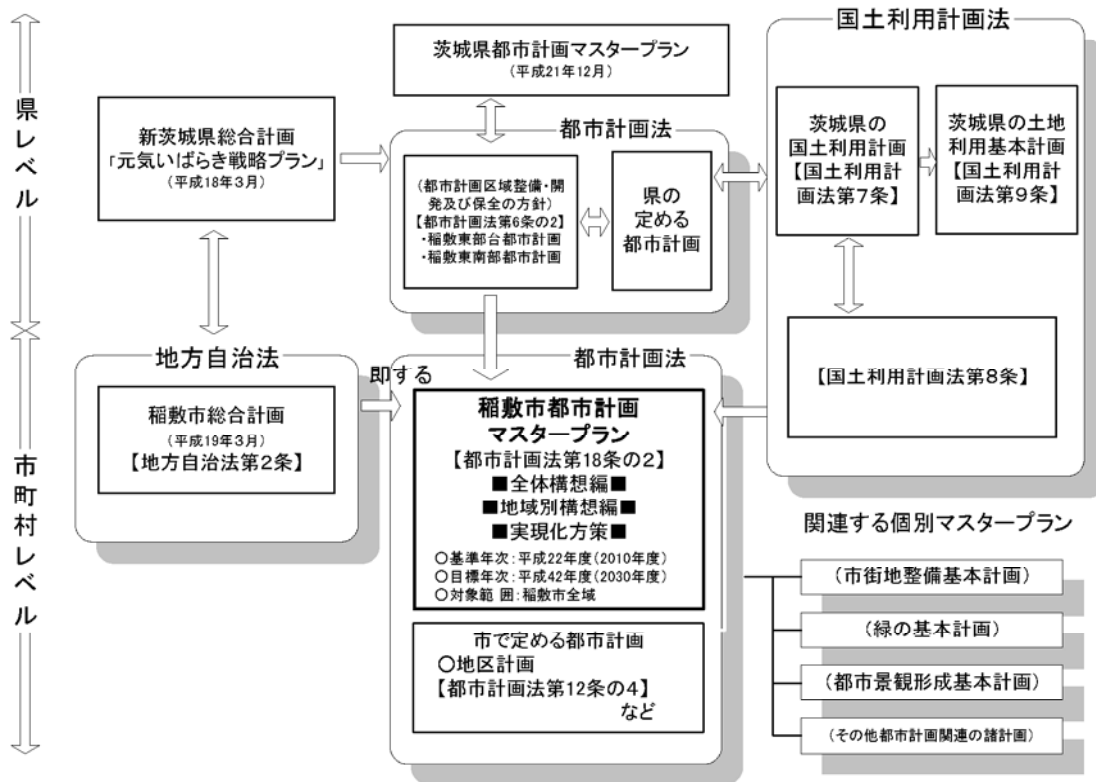
### 序-1 都市計画マスタープランの位置づけ等

#### (1) 位置づけと性格

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられ、市町村ごとに、都市計画の長期的、総合的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるものである。

本計画は、平成 17 年 3 月に江戸崎町、新利根町、桜川村、東町の 4 町村が合併し誕生した稲敷市で策定された『稲敷市総合計画』（平成 19 年 3 月）や同「前期基本計画」、国・茨城県の計画や構想に即し、本市固有の地域特性を踏まえながら、都市計画の観点からの長期的・総合的なまちづくりの基本方針となるものである。

#### ◆図一 稲敷市都市計画マスタープランの位置づけ



#### 【都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）】

- 第 1 項 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 第 2 項 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 第 3 項 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 第 4 項 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 序-2 策定の目的と特徴

### (1) 策定の目的

都市計画マスタープランは、『稲敷市総合計画』（平成 19 年 3 月）－みんなが住みたい素敵なまち－を基本としつつ、本市の自然、文化、産業等の特性を踏まえた上で、本市の将来都市像と都市づくりの目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取り組みを明らかにしようとするものである。

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき策定された旧江戸崎町、旧新利根町、旧桜川村、旧東町の各都市計画マスタープランを踏まえ、新たに稲敷市都市計画マスタープランを策定し、合併後の稲敷市の一体的・総合的かつ体系的な都市づくりの基本的な方針を示すことを目的とする。

### (2) 本計画の特徴

稲敷市都市計画マスタープランは、次のような点に配慮し、策定を進めた。

#### ○ 市民協働型のまちづくりの指針としての役割

稲敷市都市計画マスタープランは、市民・企業・行政などが手を携えながら、次の世代へ引き継ぐ住み良いまちづくりを進める際の指針となるものである。そのため、計画策定の手続きについては、策定段階から計画内容の公開性を確保するとともに、市民の意見を取り入れつつ、地域の実情に即したきめ細やかな計画づくりを行う。

#### ○ 合併後の新たな都市づくりの総合的方針としての役割

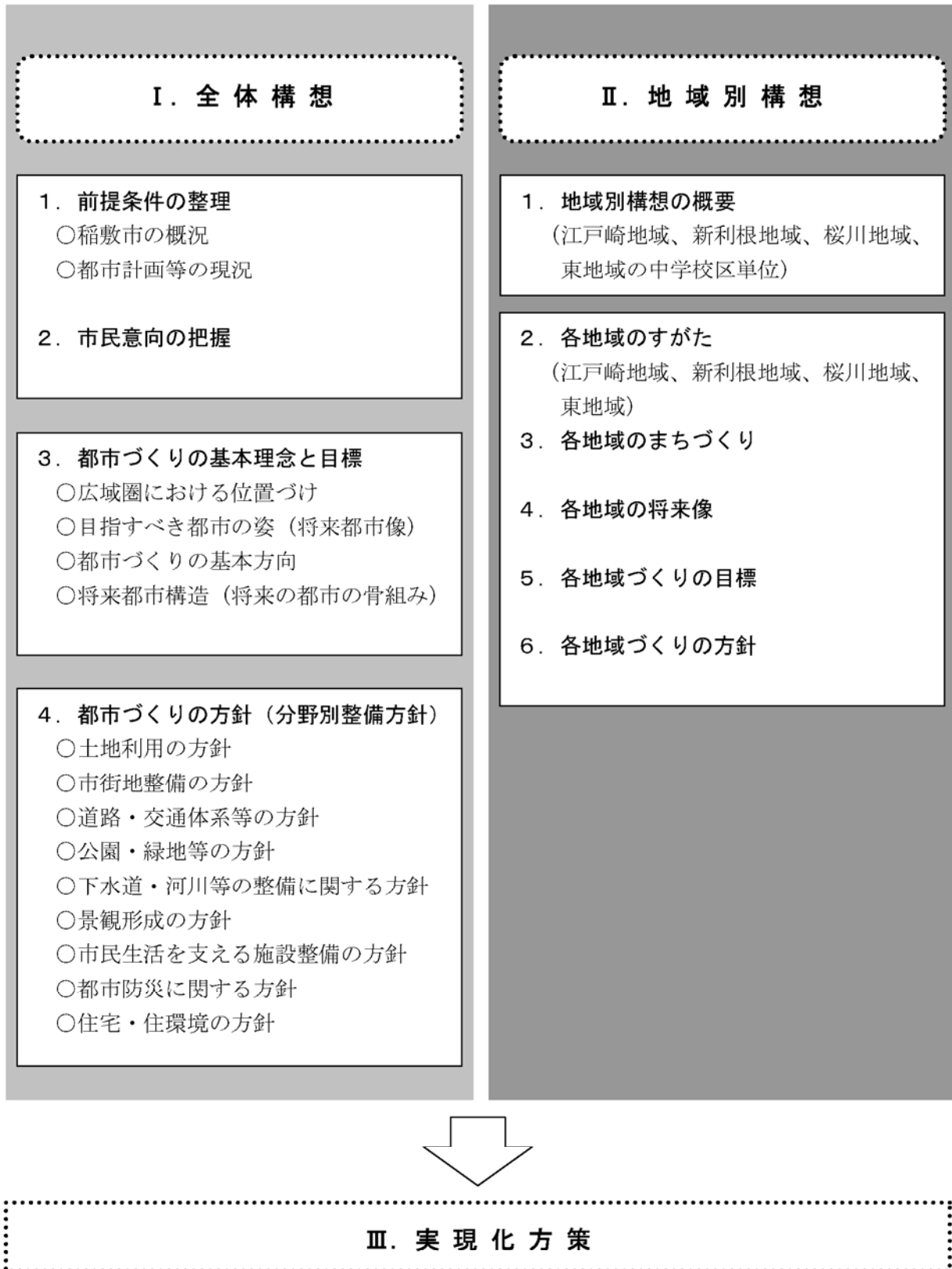
稲敷市都市計画マスタープランは、新しく誕生した稲敷市の目指すべき将来都市像を明確にするとともに、今後の都市整備分野に関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針としての役割を担う。

そのため、旧町村で策定された都市計画マスタープランを踏まえつつ、合併後に策定された『稲敷市総合計画』（平成 19 年 3 月）に即して、合併後の新たな都市づくりの総合的方針となる計画づくりを行う。

#### ○ 本市の独自性を発揮した基本的な都市計画の方針としての役割

稲敷市都市計画マスタープランは、市の独自性の高い計画となるよう地域の計画づくりを踏まえながら、「全体構想」と「地域別構想」の二段階構成によって都市づくりの方針を総合的に定めるとともに、「実現化方策」を位置づけ、その実現に向けたアプローチの方法を示す。

(3) 稲敷市都市計画マスタープランの構成



### 序-3 目標年次と対象区域

#### (1) 目標年次

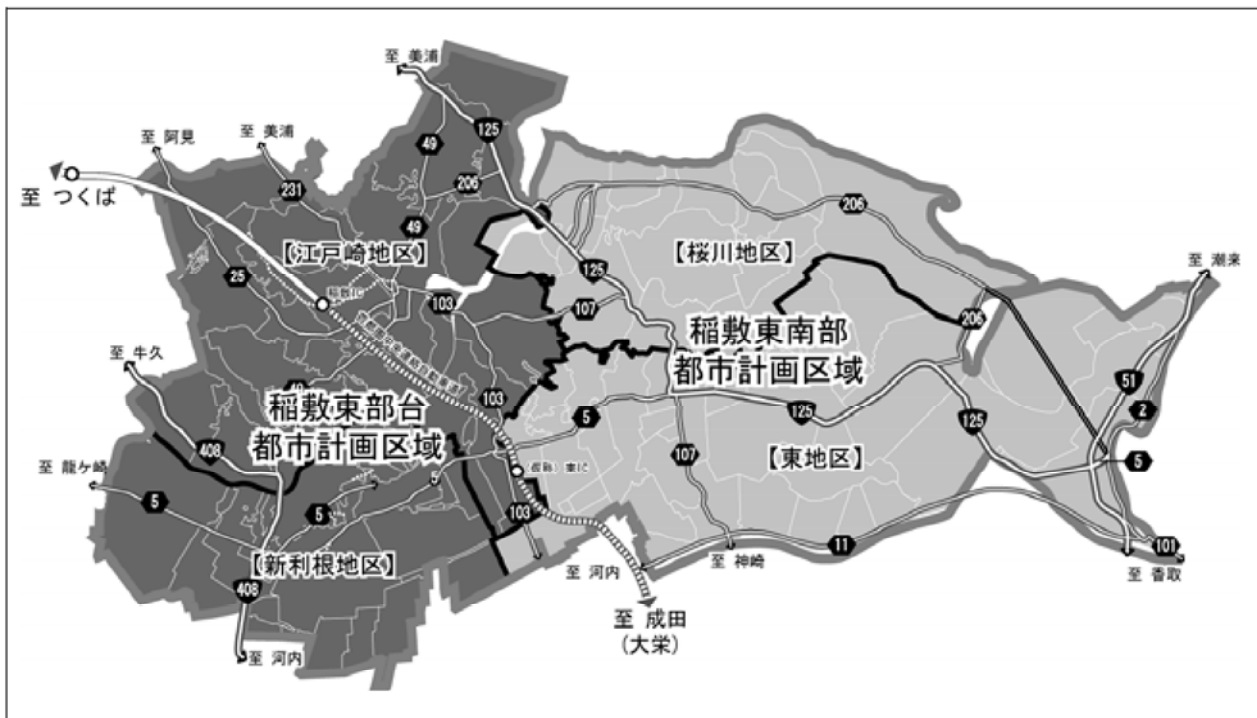
都市計画道路をはじめとする都市計画事業は、事業期間が10年を超えるものも多く、それらの事業全体の方向性を見定める観点から長期の目標年次となるが、ただし目標年次に至る過程で、社会情勢の変化などにより、必要に応じて改訂を行うことも考えられる。

おおむね20年後の平成42年(2030年)を目標とする。

#### (2) 対象区域

稲敷市都市計画マスタープランは、稲敷市全域の都市計画区域を策定の対象区域とする。

#### ◆ 図一 対象区域

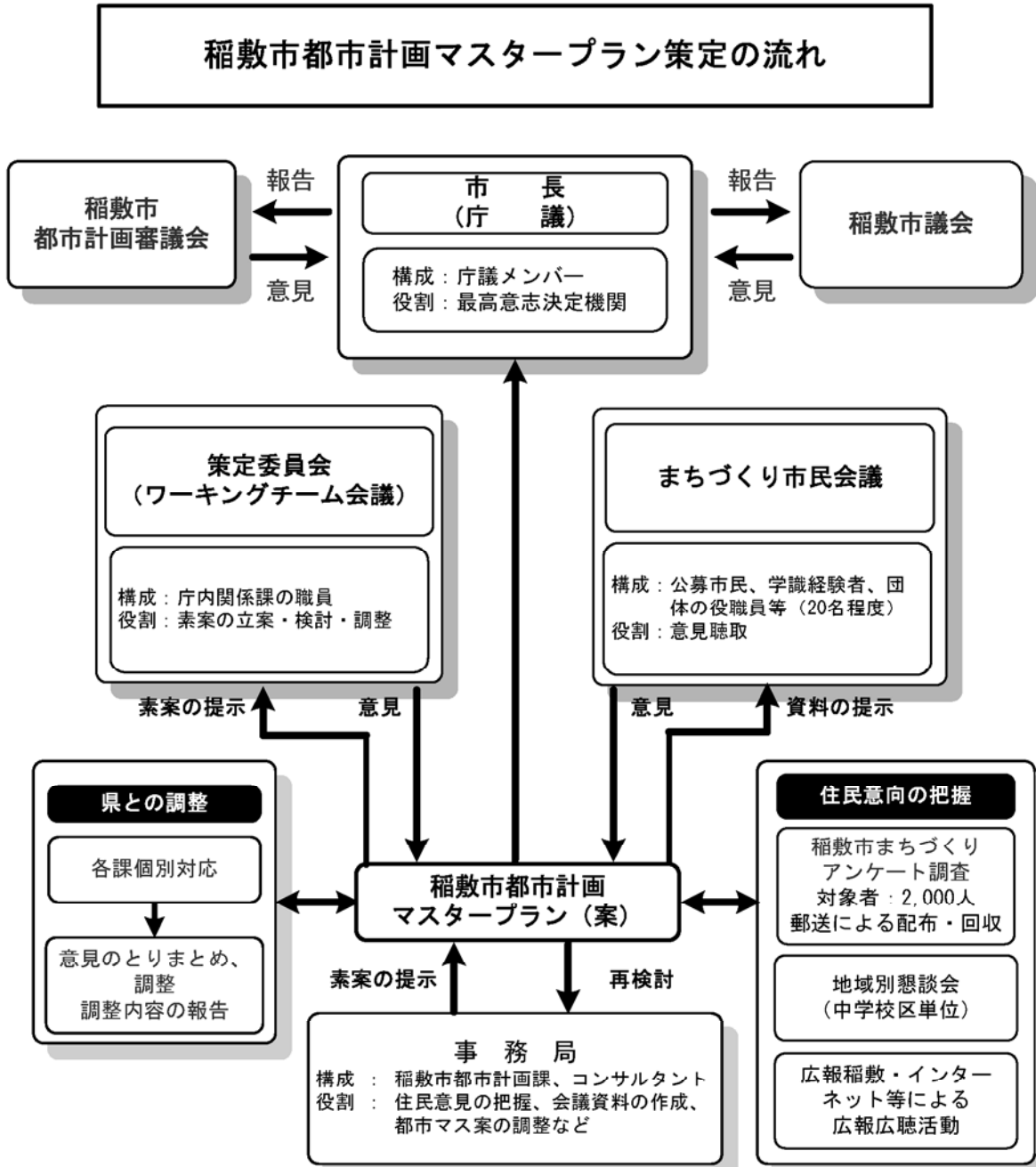


序-4 策定の流れと進め方

(1) 策定の流れ

稲敷市都市計画マスタープラン策定にあたっては、策定委員会、ワーキングチーム会議、まちづくり市民会議の三つの検討組織を設置し、さらに、地域別懇談会や県との意見調整など、様々な意見交換や検討・調整を図りながら進めた。

◆図-1 策定の流れ



## (2) 策定の経緯

庁内調整や県との調整を踏まえ、稲敷市都市計画マスタープランを検討した。平成 20 年度、平成 21 年度の検討経緯は次の通りである。

年月日	内容
平成 20 年 7 月 25 日 ～ 8 月 11 日	■稲敷市まちづくりアンケート調査 ・配布 2,000 票/回収 803 票/回収率 40.2%
平成 20 年 9 月	■まちづくり市民会議公募市民の募集 ・広報稲敷を通じて募集
平成 20 年 10 月 29 日	○第 1 回策定委員会・ワーキングチーム会議合同会議 ・都市計画マスタープランとは/現況と課題
平成 20 年 12 月 18 日	■第 1 回まちづくり市民会議 ・稲敷市のよいところ(魅力)、不足していること
平成 21 年 2 月 10 日	■第 2 回まちづくり市民会議 ・地域コミュニティについて
平成 21 年 2 月 25 日	○第 2 回ワーキングチーム会議 ・都市づくりの基本理念と目標/都市づくりの方針
平成 21 年 3 月 27 日	○第 2 回策定委員会 ・都市づくりの基本理念と目標/都市づくりの方針
平成 21 年 7 月 8 日	●第 1 回稲敷市都市計画審議会 ・稲敷市都市計画マスタープラン(案)【全体構想編】の諮問
平成 21 年 8 月 11 日	■第 3 回まちづくり市民会議 ・各地域(江戸崎、新利根、桜川、東地域)のよいところ(魅力)、不足していることなどについて
平成 21 年 8 月 17 日	○第 3 回ワーキングチーム会議 ・地域のまちづくりの視点について
平成 21 年 8 月 21 日	●稲敷市議会全員協議会 ・稲敷市都市計画マスタープラン(案)【全体構想編】の報告
平成 21 年 8 月 28 日	○第 3 回策定委員会 ・地域のまちづくりの視点について
平成 21 年 11 月初旬	○ワーキングチーム及び策定委員会からの意見聴取(第 4 回) ・地域別構想(案)
平成 21 年 11 月 12 日	■地域別懇談会【江戸崎地域】
平成 21 年 11 月 13 日	■地域別懇談会【新利根地域】
平成 21 年 11 月 17 日	■地域別懇談会【桜川地域】
平成 21 年 11 月 18 日	■地域別懇談会【東地域】
平成 21 年 12 月 3 日	■第 4 回まちづくり市民会議 ・市民のまちづくりへの関わり方について
平成 21 年 12 月 7 日	○第 5 回ワーキングチーム会議 ・実現化方策について
平成 21 年 12 月 24 日	○第 5 回策定委員会 ・実現化方策について
平成 22 年 1 月 21 日	□稲敷市都市計画マスタープラン(案)県報告会
平成 22 年 2 月 1 日 ～ 2 月 12 日	■稲敷市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメント
平成 22 年 2 月 25 日	●第 2 回稲敷市都市計画審議会 ・稲敷市都市計画マスタープランの答申